

個人情報保護に係る覚書（案）

市立宇和島病院（以下「甲」という。）及び（契約相手方）（以下「乙」という。）は、令和6年4月1日付「院外検体検査業務(食養科用)契約」（以下「契約」という。）に基づく業務に関して乙が知り得た個人情報の取り扱いにつき、以下のとおり覚書を締結する。

（個人情報の定義）

第1条 本覚書において、「個人情報」とは、生存する及び死亡した個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別可能となるものを含む。）をいう。

（秘密の保持及び目的外利用の禁止）

第2条 乙は、契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を、甲の承諾を得ることなく第三者に開示もしくは提供し、又は当該契約に基づく業務の遂行以外の目的に使用してはならない。当該契約が満了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の制限）

第3条 乙は、契約に基づく業務を自らが行うものとし、第三者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、乙が、当該業務の一部を再委託することについて、その理由をあらかじめ甲に届け出た上で、書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により第三者に委託する場合は、本覚書に掲げる義務を当該再受託者にも同様に負わせるものとする。

（適切な管理）

第4条 乙は、契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失、紛失、盗用、改ざん及び毀損（以下「漏洩等」という。）の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定により講じた措置又は個人情報の管理状況に関し、必要に応じて報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 甲は、前項の報告又は調査の結果、措置又は管理態勢につき改善等の必要があると認める場合は、乙に対してその旨を指示することができる。

（作業場所の特定等）

第5条 乙は、契約に基づく業務を、甲の指定する場所及び時間内において行うものとし、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を当該作業場所以外に持ち出してはならない。ただし、乙が、甲の指定する場所以外で行うことにつき、個人情報の保護に必要な措置が講じられていることをあらかじめ甲に届け出た上で、書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、本契約に基づく業務遂行のために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告)

第7条 乙は、個人情報の漏洩等の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知った場合は、ただちに甲に報告し、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(業務従事者への指導等)

第8条 乙は、契約に基づく業務に従事している者に対し、在職中のみならず退職後においても、第2条に定めるほか個人情報の保護に必要な事項を守るよう指導しなければならない。

2 乙は、契約に基づく業務に従事している者に、当該業務を遂行する時間内においては常に、その身分を証する書類を携帯させなければならない。

(提供資料の返還等)

第9条 乙は、契約に基づく業務遂行のために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、契約が満了し、又は解除された後、保管を必要とする一定期間を経たら、ただちに甲に返還又は消却するものとする。

(損害賠償及び契約解除)

第10条 乙は、自己の責に帰すべき事由により生じた漏洩等に起因して甲に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 甲は、前項の損害により、契約に基づく業務の遂行継続が不能又は困難となった場合は、いつでも契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第11条 本覚書の内容に疑義を生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙の協議により定めるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月1日

(甲) 宇和島市御殿町1番1号

市立宇和島病院

宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

(乙)